

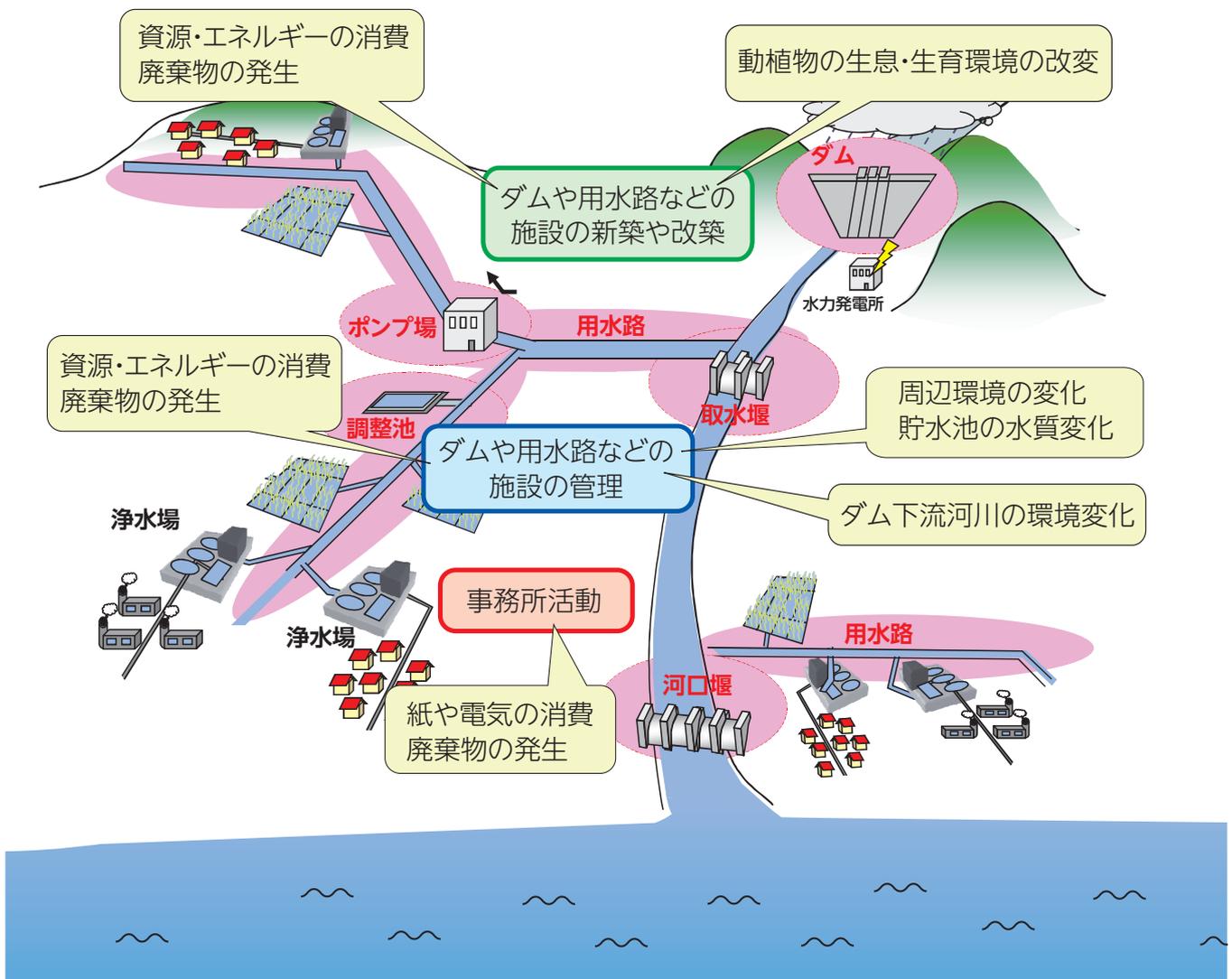
II 環境保全の方針

1. 事業と環境の関わり

水資源機構の事業実施に当たっては、環境に対して下の図のような影響を与えます。

例えば、ダムや用水路などの施設の新築や改築においては、動植物の生息・生育環境の改変、資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生などが伴います。

また、ダムや用水路などの施設の管理においては、周辺環境の変化、貯水池の水質変化、ダム下流河川の環境変化などが伴います。さらには事務所活動においても、紙や電気の消費、廃棄物の発生が伴います。



 : 水資源機構の事業実施範囲

I

事業の概要

II

環境保全の方針

III

環境保全の取組の体制等

IV

環境保全の取組

V

より良い環境報告書を目指して

2. 環境方針

水資源機構では、業務を運営するに当たって、環境に配慮すべき基本理念及び基本方針を「環境方針」として策定しています。

環 境 方 針

【基本理念】

私たち水資源機構は、ダムや用水路などの施設を適切に建設・管理することにより、国民生活や産業の基盤である水を安定的に供給するとともに、洪水などの災害から人々の生命や財産を守る事業を実施しています。こうした事業の実施を通して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築や地球環境保全に資することが当機構の社会的責務であるとの認識に立ち、独自の環境マネジメントシステム（W-EMS（ウィームス））を運用し、継続的に事務・事業活動が環境に及ぼす影響を把握、評価及び改善するとともに、環境関連法令等を順守し、環境負荷の低減と良好な環境の保全・創出に努めます。

【基本方針】

○環境保全に配慮した取組の推進

事業実施区域及びその周辺の環境の適切な保全を図るため、環境保全に配慮した設計、施工、管理を実現するための取組を総合的に推進します。

○環境負荷低減の取組の推進

建設副産物の抑制やリサイクルを推進するとともに、既存施設のより一層の効用を発揮するため、再生可能エネルギー及びバイオマスの有効活用を進めます。

○環境保全意識の向上

環境教育などを通じて、環境に対する意識と知識の向上を図り、職員一人ひとりが積極的に環境保全に取り組みます。

○社会とのコミュニケーション

環境保全に配慮した取組や環境に関わる情報を積極的に公表します。また、地域社会の一員としての地域での環境保全活動への参加・協力などにより、社会とのコミュニケーションを図ります。

○環境関連法令等の順守

環境汚染を予防し、良好な環境の保全や創出を図るため、環境関連の法令等や当機構が定めた指針を順守します。

平成30年4月1日

独立行政法人 水資源機構

理事長 **金尾 健司**

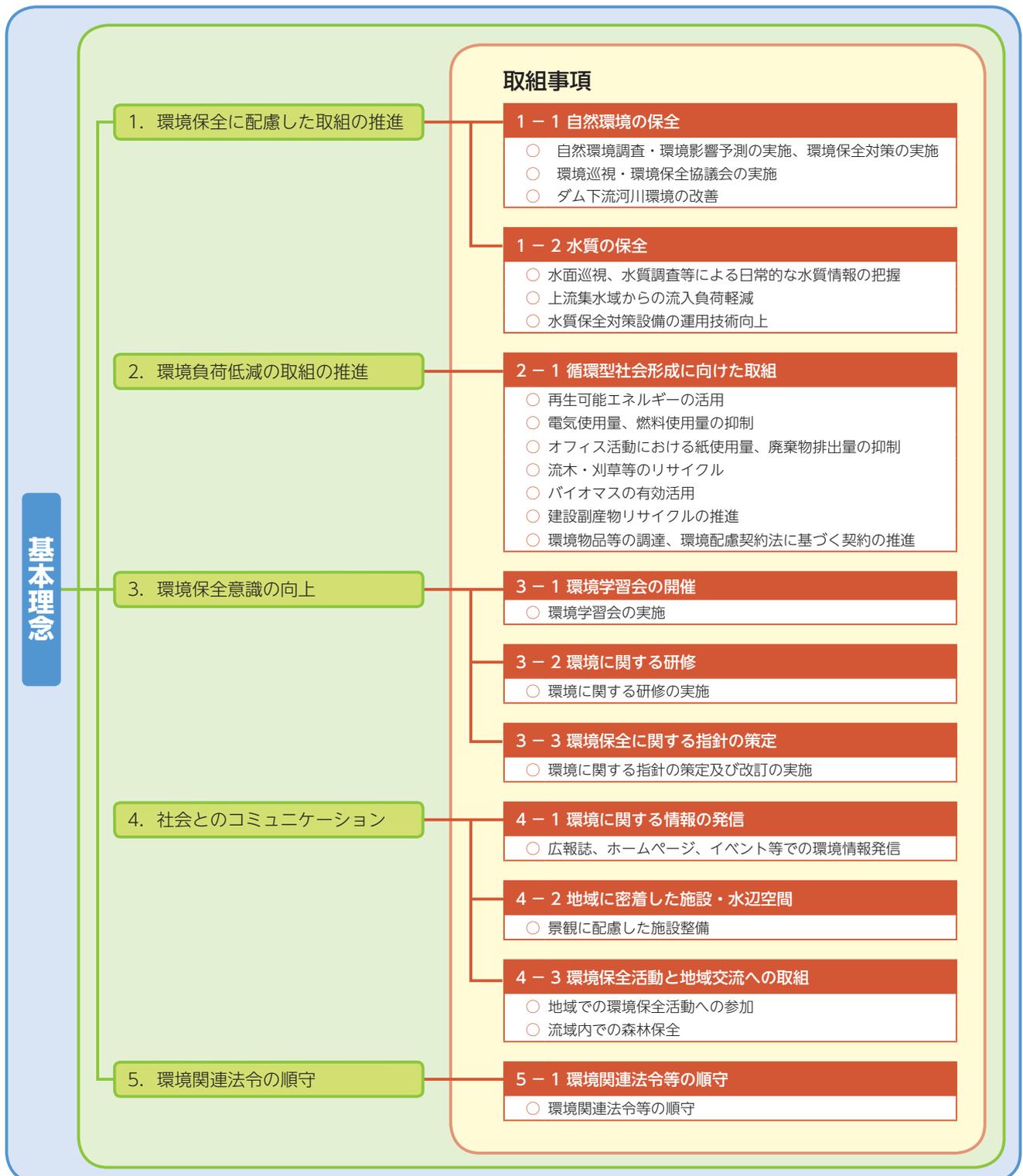
W-EMS [ウィームス] (独立行政法人水資源機構 環境マネジメントシステム)



このマークは、私たち（WE）水資源機構（Japan Water Agency）の独自の環境マネジメントシステムである「W-EMS」のシンボルマークです。機構が管理する「水」と自然環境を象徴する「葉」をモチーフに、水や自然環境を保全していくことをイメージしたデザインです。

3. 環境行動計画

環境方針の下に策定した「水資源機構環境行動計画」では、水資源機構の事務・事業活動に伴う環境負荷の一層の低減を実効的・総合的に推進していくことを目的に、これまでの環境保全の取組の成果と近年の地球環境問題の深刻化などを踏まえ、環境保全に関する取組事項 21 項目を定めています。これらは、独立行政法人水資源機構中期計画、独立行政法人水資源機構地球温暖化対策実行計画において推進していくべき環境保全に関する取組事項を踏まえて定めたものです。



4. 持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、経済、社会及び環境の三側面を調和させるものです。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組むこととしています。

ここでは、水資源機構の環境行動計画に対し、特に関連が深いSDGsを示します。



国連広報センター HP より

環境行動計画とSDGsの位置付け

環境行動計画	本報告書の掲載頁	関連するSDGs
1. 環境保全に配慮した取組の推進		
1-1 自然環境の保全	p17 ~ 27	
1-2 水質の保全	p28 ~ 37	
2. 環境負荷低減の取組の推進		
2-1 循環型社会形成に向けた取組	p38 ~ 48	
3. 環境保全意識の向上		
3-1 環境学習会の開催	p49 ~ 51	
3-2 環境に関する研修		
3-3 環境保全に関する指針の策定	p52	
4. 社会とのコミュニケーション		
4-1 環境に関する情報の発信	p53 ~ 54	
4-2 地域に密着した施設・水辺空間	p55 ~ 56	
4-3 環境保全活動と地域交流への取組	p57	
5. 環境関連法令の順守		
5-1 環境関連法令等の順守	-	